

通告 2 番目、9 番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 9 番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、マイナ保険証の普及と利用促進等について、家庭用廃食油について、市民プールについてと、子ども居場所づくりについての 4 点についてお伺いいたします。

最初に、マイナ保険証の普及と利用促進等についてです。

今年の 12 月 2 日から従来の健康保険証を新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行してまいります。地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、また利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。1 人でも多くの方にデータに基づく、よりよい医療が受信できる高額医療費などの手続簡素化できるなどの医療サービス環境を提供していくことが望ましいと考えます。

マイナ保険証を保有しない方への対応については、12 月 2 日以降、発行済みの保険証の有効期限が切れる前に、資格確認証が申請しなくとも交付され、引き続き医療を受けることができるとなっております。

しかし、マイナ保険証を発行している方については、医療機関にてマイナ保険証を利用しなければ医療を受けることができなくなるということです。

そこで 1 つ目の質問ですが、マイナ保険証の発行済み率は、本年 3 月議会にて約 66% とお伺いしましたが、マイナ保険証の利用率についてお聞かせください。

続いて、マイナ保険証の利用促進に向けての広報活動についてお伺いいたします。

7 月 4 日に厚労省保険局医療介護連携政策課より、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたご協力のお願いについてという事務連絡が発行されております。これを見ると、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。12 月に向けて広報活動を強力に推進し、市民の皆さんに正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えますが、この広報活動に対しての取組をお聞かせください。

次に、全国的にマイナンバーカードの利用シーンが拡大てきて、住民票が近くのコンビニですぐ取れてよかったや、母子健診の受診券として使え、マイナポータ

ルから結果がすぐ見えるなど、身近なところでも、この利便性を感じる声が増えてきているそうです。

7月時点で、国民の81%が保有しているとされておりますが、まだ取得したくてもできない方が、特に高齢者を中心にいらっしゃいます。現在、総務省では来庁が困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援という事業があると聞きました。行政職員が希望のある施設や自宅等に向かい、一括して申請を受けることができるという事業だそうです。その際に、出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日、郵便等で本人に届けるということです。

この事業は、国庫補助のマイナンバーカード事務費として計上され、10分の10の国補助となるそうです。将来的なマイナ保険証による医療DXを考えると、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要であると思います。

また、暗証番号の設定や管理の負担の軽減するため、顔認証マイナンバーカードでの医療機関や薬局などで利用できるといったような対応もされております。マイナンバーカードはデジタル社会における法的基盤となり、保険証として利用してもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要となるなど、患者、医療現場それぞれに多くのメリットがあります。

さらに、電子処方箋や電子カルテの普及活動など、日本の医療DXを進める上で重要なベースとなるでしょう。大規模な地震などが起きた際に開設された避難所において、マイナンバーカードを使って、入退室管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退室の手續がスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が10分の1に短縮されました。また、薬剤情報も必要量を正確に把握できるため、スムーズな支援要請ができ、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られたそうです。

そこで、マイナンバーカードを保有していない方への取得に向けた対応についてお伺いします。施設等に対するマイナンバーカード取得支援の取組状況についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員のご質問の1番目、マイナ保険証の普及と利用促進等についての1点目と2点目についてお答えします。

まず、1点目のマイナ保険証の利用率についてですが、令和6年7月時点

での本市の国民健康保険のマイナ保険証の利用率は14.60%、後期高齢者医療のマイナ保険証の利用率は8.09%となっております。また、全国の平均利用率は、被用者保険を含む保険者全体の率となりますが、12.83%となっております。

次に、2点目のマイナ保険証の利用促進に向けた広報活動の取組は、についてであります。これまで厚生労働省が作成した啓発ツールを活用し、被保険者への健康保険証の発送時に、マイナ保険証の利用促進に関するリーフレットを同封し、個別周知するとともに、市ウェブサイトや市広報紙でも同様の周知啓発を行ってまいりました。

今後の取組としましては、今月発送予定の個人番号の下4桁を含む国民健康保険の加入者情報のお知らせに、マイナ保険証の利用方法や、マイナ保険証の利用メリットが記載されたチラシを同封することとしております。また、11月号広報に、令和6年12月2日以降、保険証の新規発行が廃止となることに伴うマイナ保険証利用の周知記事を掲載する予定でございます。今後もあらゆる機会を通じて、マイナ保険証の利用促進に向けた周知啓発に取り組んでまいります。

○田中議長 総務部長。

○広岡総務部長 大上議員ご質問の3点目、マイナンバーカードを保有していない方への対応は、についてお答えします。

令和5年8月8日に公表されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会最終取りまとめにおいて、関係団体を通じてマイナンバーカードの出張申請受付を希望する介護福祉施設、障害福祉施設等を取りまとめた上で、市町村に情報提供を行うこととされたことを受け、厚生労働省が関係団体宛てに出張申請受付の希望調査を毎月行っているところですが、現時点におきまして、出張申請受付を希望する連絡はございません。

また、長期の入院や在宅で寝たきり等によりマイナンバーカードの申請や受け取りが困難であると相談を受けた場合は、個々の事情に応じて、病院や個人宅へ職員が出向くなど、カード取得に向けて、できる限りの支援を行っているところでございます。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点再質問させていただきます。

現在、マイナンバーカードを取得するのに、申請からカードが届くまで1か月から2か月かかっていると思うんですけども、申請時や紛失による再発行で、交付待

ちのときに医療を受けるときの対応というのはどのようにするのでしょうか。

またもう1点は、取得支援につきまして、高齢者施設や高齢者世帯などに対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援があるということの周知について、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取組を推進していくことが重要であると考えるんですが、本市としての考え方をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の1点目の再質問についてお答えいたします。

マイナ保険証の利用登録者で、マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方につきましては、本人から申請があれば、健康保険証の機能を有する資格確認書を速やかに交付していくことになります。新生児など、マイナンバーカードを取得しない方につきましても、本人につきましては、本人の申請によらない職権交付により、資格確認書を交付することになります。

○田中議長 総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えします。

マイナンバーカードを紛失されたり、また新生児などの場合はどうなるかということで、議員もおっしゃっておられましたが、現在、マイナンバーカードを申請された方に交付通知書を送付するまで約1か月程度の期間を要しておりますが、令和6年12月2日以降、新生児、カード紛失等による再交付、それから海外からの転入者など、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に、特急発行、交付の仕組みにより申請から1週間以内でカードを送付できる予定となっております。

それから、カードの取得の周知等についてですけども、カード取得に向けた支援につきましては、市ウェブサイトにて周知啓発を行っておりますが、市広報紙や、今年度作成予定のマイナンバーカードガイドブックにおいても周知を予定しております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2番目の質問です。

家庭用廃食油について、いわゆる家庭用使用済み天ぷら油についてですが、下水

や川に流すと、BOD、COD等の上昇、いわゆる水質汚染という環境負荷、下水道に流れた場合には下水処理の負荷が上がるインフラ問題、本市では、ごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」に、固形化または紙などに染み込ませて可燃ごみとして出すとのルールの下、現在進行しておりますが、焼却炉からCO₂やNO_xを発生するので、地球温暖化や大気汚染という環境負荷につながります。

脱炭素化に向けたCO₂削減を目指して、本年10月から10年2月の工事期間にてクリーンセンター改良工事を実施し、完成すれば、様々な改良改善でCO₂を最大限20%削減するとのことです、本市の廃食油の処分についてのご見解をお聞かせください。

次に、和歌山県では家庭用使用済み天ぷら油回収実証事業を行っております。モニターを募集して、登録者に対してアンケート調査を実施するといった段階であります、循環型経済の実現に向けた重要な取組だと思います。家庭から出た使用済みの天ぷら油などの食用油を回収し、大阪・関西万博の会場の工事に使う建設機器などに利用するということです。

実証事業は、再来年、令和8年の3月まで行われ、回収が順調にできることが確認できれば、石油元売大手のENEOS和歌山製油所の跡地で事業化を目指している次世代の航空燃料SAFの原料として利用するそうです。

このSAFは、従来のジェット燃料と比べて、製造から利用するまでのCO₂排出量を最大8割削減できるという推計されております。世界全体のCO₂排出量の約1.8%、約6.2億トンを占める国際航空分野の脱炭素に向けた努力が強く迫られており、SAF、そして原料となる廃食油の需要が高まっているとのことです。

この原料となる廃食油をどこから調達するのか、鍵を握るのは家庭であります。全国油脂事業協同組合連合会の推計によりますと、飲食店などの事業者の廃食油の約9割が回収、資源化されている一方、家庭から回収率は1割にも達していなく、年間約10万トンのうち回収できているのは、推計僅か4,000トンしかないとのことです。

和歌山県が実施している実証事業の認識について、お聞かせいただけますでしょうか。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員ご質問の2番目、家庭用廃食油についてお答えします。

1点目の本市の処分方法についての見解は、についてですが、本市では、家庭における使用済み天ぷら油の処分は、家庭ごみとして収集処理しており、再生資源としてのバイオディーゼル燃料等への再生利用は行っておりませんが、全国の一部の自治体では、廃食油の回収・再生事業が行われていることは認識しております。

次に、2点目の和歌山県が実施している実証事業についての認識は、についてですが、県では、令和5年10月に「わかやま資源自律経済ビジョン」が策定され、その取組の第一弾として、家庭用使用済み食用油の回収実証事業が進められていることは認識しております。

現在の実証事業は、和歌山市、海南市、有田市を対象に、拠点回収に協力いただける事業者と、3,000人程度のモニター募集を行っており、今後も対象エリアについて、本市を含め、拡大を図っていきたいと伺っております。

市といたしましては、家庭用廃食油の回収が、本市のごみ減量、再資源化につながるとともに、CO₂削減効果の高い燃料等に利活用ができることから、本市との条件が整えば協力できるものと考えておりますので、今後も県の動向に注視してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ご答弁のとおり、回収拠点は、和歌山市、海南市、有田市の主なスーパーや古紙回収拠点など約37拠点となっております。そして、協力するモニターに関しては3,000人程度を募集しておりますが、この3市以外でも構わないということになっております。

うちの妻に我が家の状況を聞きましたところ、紙などに染み込ませて捨てているんですが、よりよい方法はないかということで思っていたとのことでしたので、自分自身もモニター登録をいたしました。和歌山県の家庭用使用済み天ぷら油回収事業のウェブサイト、登録はこちらからホームに必要事項を入力するだけでモニター番号が発行されます。最寄りの回収拠点、岩出市で一番近いのは、和歌山市川辺にございます万代紀伊川辺店でありまして、そこでモニター番号を記入して専用ボトルをもらってくると。その廃食油を専用ボトルにためて、ある程度たまれば、回収拠点にまた持ち込み、新しい専用ボトルと交換してくるといった繰り返しでございます。

先ほども申し上げましたが、実証実験は2026年3月まで行われ、実績次第でENEOS和歌山製油所跡地において、次世代の航空燃料SAFの国内生産設備ができ

るということです。ちなみに2024年下旬から2025年の初旬に運転開始予定の大坂府堺市のコスモ石油製油所内に、これが国内初の生産拠点ができるという予定だそうです。

和歌山県の雇用にもつながりますし、環境にも多大な影響のある事業であると思いますので、和歌山県の事業ではございますが、岩出市民の皆様にもご案内する意味で、岩出市にも回収拠点を設置を進めるよう、県との協議をしていただきたいと思いますが、その点について、再度お聞かせいただけますでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたが、県では実証事業の対象エリアの拡大を進めていると伺っております。本市といたしましても、ごみの減量、再資源化につながるというところで、条件が整えば協力していきたいというふうに考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 3点目の質問です。

市民プールについてです。岩出市民プールは、これまで岩出市にありました堀口プールと東公園プールの老朽化に伴い、新たなプールが誕生することとなりました。住民の健康増進や体力の向上、スポーツの振興として、市民総合体育館の駐車場跡地に2019年に新設されました。屋外には25メートルプールと水深の浅い幼児用の変形プールがあり、変形プールには、噴水遊具やスライダーがあり、親子で楽しむことができます。安全のため、小学3年生以下の乳幼児を含む児童には、必ず保護者の方が同伴する必要があります。新型コロナウイルスが第5類になった昨年から通常オープンし、本年も7月1日から8月31日の期間でオープンいたしました。極暑の夏休みに、期間中はたくさんの利用者でにぎわっておりました。

ここで1つ目の質問です。今シーズン、屋外プールの利用者数は何名だったのでしょうか。

続いて、オープン当初から利用料金が、一律1人300円、6枚つづりの回数券が1,500円となっております。リーズナブルな料金設定ということですが、市民の中

には、1か月間の利用期間で、複数のお子さんを持つところには、この暑い夏、複数回利用するのに負担が大きいというご意見もございました。

先日、紀の川左岸にオープンいたしましたいきいき広場使用料金が、小人、大人などの区別され、なおかつ岩出市在住と岩出市外在住で料金の差はつけておりますが、屋外プールにおいても、利用者によって料金体系を見直す考えはないのか、本市の見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員ご質問の3番目、市民プールについてお答えします。

1点目の屋外プールの今シーズンの利用者数についてでありますと、今年度、屋外プールは7月1日から8月31日まで、午前10時から午後0時30分までの第1部と午後2時から午後4時30分までの第2部の2部制で開場し、令和6年度の利用者数は1万1,266人でございました。令和5年度が1万576人でしたので、前年度比690人の増となっております。

2点目の屋外プールの利用料金についてですが、屋外プールの利用料金は岩出市民プール設置及び管理条例第9条の規定により、1人1回につき300円、乳幼児は無料となっております。

現状、市民プールは指定管理者制度により運営しております。このことから、利用料金の見直しに当たっては、今後の運営状況に鑑みて、条例上の金額の範囲内で、市と協議の上、指定管理者が料金を定めることとなります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 4番目の質問、子供の居場所づくりについてです。

子供は家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において安全・安心な環境の下、様々な大人や同年代、また異年齢の子供同士と関わりの中で成長する存在でありますと、社会構造や経済構造の変化により、子供、若者が居場所を持つことが難しくなっているのが現状です。すなわち地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、子供、若者同士が遊び育ち、学び合う機会が減少しており、子供、若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっております。

このような構造変化は、地縁や血縁による子育てのサポートにも影響を及ぼし、共稼ぎ家庭や独り親家庭の増加と相まって、家庭における子育ての孤立化が懸念されております。かつては子供の居場所となり得た空き地や路地裏など、子供が自由に遊び過ごせる場所は減少し、駄菓子屋などの、結果として子供の居場所となっていた場も減少しております。

ボール遊びなど、禁止される公園も多いのが現状です。とりわけ厳しい環境で育つ子供、若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、子供の権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要があると思います。

子供の居場所をつくるということは、全ての子供が心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようになることあります。

こうした理念を社会全体で共有し、全ての子供、若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な遊びや社会で生き抜く力を得るために、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、将来にわたって精神的、社会的に幸福な状態で成長し、子供の本来持っている主体性や創造力を十分に発揮し、社会で活躍していくよう、こどもまんなかの居場所づくりを実現する必要があると思います。

そこで1つ目の質問ですが、子供の居場所づくりについて本市の取組は、についてお聞かせください。

そして、子供の居場所の中には、児童館のように、地方公共団体が主体となって取り組んできたものもあれば、こども食堂のように民間団体が主な担い手となっているものもあります。このように、これまでの地域コミュニティや民間団体が果してきた役割、自主性を踏まえるとともに、特別なニーズのある子供、若者には、公的な関与の下で支援を提供するなど、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携、協働して取り組むことが必要であると思います。

新たに子供の居場所をつくっていくためには、担い手となる人材が実際に居場所づくりに関わってみよう。始めてみようと思えるような機会提供や環境整備が重要であります。例えば、子供の居場所の立ち上げや運営のノウハウをまとめ提供することや、子供の居場所を実施している関係者のネットワークづくりを推進していくことが考えられます。

また、実際に立ち上げようとするときに、利用できる制度など、必要情報をまとめ、運営費が孤立しないため、運営者同士の交流機会創出、相談窓口の開設情報など、居場所づくりが円滑に立ち上がるサポートが重要であります。

そんな中、2016年より全国展開している子ども第三の居場所事業というのが、公益財団法人日本財団が実施しております。内容は、開設に伴う建物・空間の建築、改築、増築と拠点に設置する家電・家具・什器の購入、最大5,000万円を行う事業と、子供を送迎するための車両購入費、各種保険や附属する経費等、運営費に関しては、人材費、給食費、水道光熱費、通信運搬等々が、日本財団より助成を受けられるということです。

この日本財団が進める子ども第三の居場所事業について、本市の見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の4番目、子供の居場所づくりについてお答えします。

まず、1点目の子供の居場所づくりについての取組は、についてですが、地域の中で子供たちが健やかに成長するためには、学校以外で安心して過ごせる場所の確保が重要となります。本市の取組としましては、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育、児童館運営事業、放課後子ども教室推進事業、夏休み・冬休みの公民館でのこども講座などを実施しております。

今後も全ての子供たちに安心・安全な居場所を確保し、子供たちの健やかな成長と、保護者のワーク・ライフ・バランスの推進を支援していきます。

続いて2点目、公益財団法人日本財団が進める子どもの第三の居場所事業についての本市の見解は、についてお答えいたします。

子どもの第三の居場所事業は、公益財団法人日本財団が、全ての子供たちが将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的として、2016年、平成28年から全国各地に展開している事業です。子どもの第三の居場所として、令和6年2月1日現在で、全国に200か所設置されております。

この事業の特徴としては、地域の実態や子供の成長に合わせた居場所モデルを用意し、多様な子供の支援のバックグラウンドを持った運営団体の参画により、地域の実情に応じた運営ができるとのことです。運営団体に対し、人件費や光熱水費等の助成や運営ノウハウの共有、それから支援企業とのマッチングなど、様々な運営

支援を行っているとのことでした。

子供たちをめぐる問題が複雑化する中、令和6年4月1日の児童福祉法改正により、児童育成支援拠点事業がスタートし、学校や家庭以外で子供が安心して過ごせる居場所をつくる必要性が全国各地で高まっていることは認識しております。

市としましても、子供の健全な成長を支えるために、地域、社会が一体となって子供の居場所づくりに取り組むことが不可欠であると考えており、日本財団の成果の検証も踏まえながら、みんなでみんなの子供を育てる社会、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点質問させていただきます。

令和5年度和歌山県児童相談所が公表しております令和4年度の市郡別相談件数の非行相談を見てみると、一番多いのは和歌山市なのですが、人口の比率からすると、岩出市の非行相談が圧倒的に多く、和歌山北部をエリアとする中央相談所において、実際に犯罪を犯したという年齢が7歳から17歳まで広がり、12歳から15歳に集中しております。家庭の中で抱える困難が複雑深刻化し、子供たちが安心して過ごせる場所がなく、孤立してしまう子供が増えてきているのだと思います。

子供たちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けた生き抜く力を育む必要があります。子どもの第三の居場所は、子供たちが生活習慣や学習習慣を身につけることに加え、他者とのコミュニケーションや好奇心を育む機会も大切にしております。

一人一人の子供たちに対する支援だけでなく、保護者も含めて包括的に支援することによって、各家庭の環境や事情に寄り添いながら、子供の成長を後押ししてくれるということです。

本市も教育委員会、各学校、また子ども家庭課やこども家庭センター等、様々な部署において、部署間の連携で、岩出市に住む青少年の育成にご尽力いただいております。民間の中には、その社会的責任を果たす観点などから、運営ノウハウや技術支援など、子供の居場所づくりに関する幅広く積極的に取り組むところもございます。

こうした民間との連携も図りながら、大切な未来の財産を守っていくことも必要だと考えますが、本市といたしまして、日本財団が進める子ども第三の居場所事業を実施希望する事業所があり、市として意見書を求められた場合、対応はどのよう

に考えているのか、お聞かせください。

また、令和5年12月に「子どもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、市町村等における子供居場所づくりの支援体制の強化を図るため、子供居場所づくり支援体制強化事業が実施されることとなっておりますが、岩出市で実施する考えについてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問の1点目、子どもの第三の居場所事業を実施を希望する事業所から意見書を求められた場合の対応についてでございますが、日本財団では、最長3年の運営助成を行い、4年目以降は、事業主体を自治体に移管、または事業所の自主財源などにより運営を継続していくことですので、希望する事業所の事業内容や運営能力などを精査し、検討いたします。

次に、2点目の子供の居場所づくり支援体制強化事業を岩出市で実施する考えはとのことだと思うんですけども、子供の居場所づくり支援体制強化事業は、1. 実態調査、把握支援、2. 広報啓発活動支援、3. 子供の居場所づくりコーディネーター配置等支援、4. NPO等と連携した子供の居場所づくりモデル事業があります。子供の居場所づくりについては様々な補助金等もありますので、この事業も含め、本市の実情に一番適したものを見出し、活用したいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の4番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。